

負代金のうちにこのような危険が費用として加算され、その増加を招くのみでなく、請負人をして不安のうちに工事を施行させる結果となり、その円滑な完成を期しがたいので、当事者双方の責に帰することができない事由により、その既済部分について損害を生じたときは、その損害が重大と認められる場合にかぎり、国鉄においてその損害の全部または一部を負担することとしている。また既済部分以外の異例かつ重大な損害の負担方については、当事者双方の協議によることとし、国鉄においてこれを負担する場合は、総裁の承認を受けることとしている。なお「当事者双方の責に帰することができない事由により」は、危険負担に関する民法第536条の用語を用いたものであり、「天災事変その他の不可抗力により」よりやや広く解することができる（第69条）。

(5) 履行提供の届出・確認または検査の時期、対価支払の時期および場所ならびに遅延利息の支払 前述の支払遅延防止法第14条の規定は、国鉄の請負・購入などの双務・有償契約の場合にも準用されるので、上記の諸点について関係条項を規定している。すなわち契約の相手方の履行の提供の届出にもとづく契約の目的物の確認または検査の時期については、同法第5条および第7条を、対価の支払の時期については同法第6条および第7条を、支払遅延に対する損害賠償金である遅延利息の支払については同法第8条を、履行提供の確認または検査の遅延に伴う処理については、同法第9条をそれぞれ参照して関係条項を設け、規程の統一性を保持している。すなわち検査または確認については届出の日から、工事の場合は14日（または21日）以内、その他の場合は10日（または15日）以内に、対価の支払については、適法な支払請求書受理の日から、工事の場合は40日（または60日）以内、その他の場合は30日（または45日）以内に、それぞれ完了すべきこととしている。なお国鉄において支払うべき遅延利息の額は、約定期限満了の日の翌日から対価の支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し日歩2銭7厘の割合で計算することとなっている（昭和24年大蔵省告示第991号）（第71～75条）。

(6) 部分払 性質上可分の工事の請負または物件の購入の場合において、契約の相手方の債務の履行完了前に、その目的物の一部について受渡しを必要とするときは、特約により、契約の相手方から当該目的物の一部について引渡しを受け、その受渡部分に相当する対価の全額を支払うことができることとし、これを「部分払」と称し、後述するように、工事の請負の場合で当該目的物の一部について引渡しを受けないで、対価の一部を支払う「出来形払」と区別している。この部分払を行う場合には、契約担当役は契約の相手方が債務の履行を完了した場合と同様、その*既成部分または既納部分につき届出をさせ、検査員をして前述の期間内に検査をさせ、その検査に合格した場合には、当該既成部分または既納部分に関する検査調書を作成の上、提出させることとしている。この部分払の場合には、その双務性にかんがみ、一般の双務契約の場合と同様、契約の目的物の提供に伴う検査の時期、対価の支払の時期、対価の支払遅延に伴う遅延利息の支払などについては、支払遅延防止法にもとづく新規程の第71条、第72条第1項、第74条および第75条の規定が準用されることとなっている（第76条）。

(7) 出来形払 工事の請負の場合においては、当該工事が性質上可分であると否とを問わず、特約により当該工事の完成前に、その目的物の受渡しをしないで、当該工事の出来形（歩通り計算を含む）にもとづき、契約の相手方に対し、これに相当する請負代金の一部の支払を行うことができることとし、これを

「出来形払」と称する。国鉄においては前述のように、工事の請負その他の双務・有償契約の場合における対価の支払は、契約の相手方がその債務の履行を完了したのちにおいて行うこと（第74条第1項）を原則とし、事宜により、性質上可分の工事の請負の場合または物件の購入の場合であって、当該工事の完成前または当該物件の完納前に、その目的物の一部について受渡しを必要とするときは、特約により当該目的物の引渡しを受け、その受渡部分に対し、これに相当する対価の全額を支払うこと（第76条）としている。しかしながら工事の性質上不可分な場合はもちろん、可分な場合においても、その一部の受渡しのみでは、その使用が所期の目的どおりに達成されない場合がある。このような場合には、所有権移転に伴う危険を避ける意味でとくに受渡しを行わず、また将来における工事の完成を確保する意味でこれに相当する請負代金の一部につき支払を留保する必要がある。したがってこのような場合には、国鉄においてはその出来形にもとづき対価の計算をし、当該出来形部分に対する請負代金相当額の $\frac{9}{10}$ をこえない範囲で、契約の相手方に対し支払を行うこととしている。このような措置は多くは大規模かつ長期にわたる建設工事の請負の場合に採用され、このような中間支払によって契約の相手方の金利負担を軽減し、他方国鉄としても、請負代金の低減と工事の円滑な推進を期し得られることとなる。この出来形払は特約により、契約の相手方の請求をまて行われることはいうまでもないが、このような場合には契約担当役は、検査員をして工事の出来形部分を検査させ、その検査に合格した場合には、当該出来形部分に対する検査調書を作成提出させることとしている。またこの出来形払は月1回をこえないことを建前とし、その片務性にかんがみ、契約の目的物に対する検査の時期、対価の支払の時期、対価の支払遅延に伴う遅延利息の支払等については、支払遅延防止法にもとづくこの規程の諸条項は、適用されない旨が明らかにされている。この考え方は前金払と同様の考え方にもとづくものである（第77条）。

(8) 売却代金等の納付および延納 物品の売却代金の納付については、国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する昭和24年法律第176号第5条の規定により、日本専売公社、日本電信電話公社と同様、国鉄に対しても準用されるので、いわゆる物品はもちろん、それ以外の物件についても、原則としてこれによるものとして規定されている。すなわち物件の売却をしようとする場合は、原則としてその目的物の引渡前（権利の移転の登記または登録を必要とするものの場合にあっては、その引渡前であつ移転の登記または登録前）に契約の相手方（買主）をしてその代金を納付させる。また物件の貸付をしようとする場合は、原則として契約の相手方（借主）をしてその貸付料を前納させることとなっている。しかしながらその貸付期間が3箇月以上をわたるものについては、一定期間ごとにこれを納付させることができる。物件の売却・貸付いずれの場合においても、契約の相手方が国・地方公共団体その他の公法人である場合およびとくに定める場合は、この前納の建前を緩和してもよいこととしている。なお売却代金の延納（分納を含む）の特約を認める場合については、前述の法律第2条から第4条までの規定によりつぎのように規定し、その延納期間は1年以内（不動産の場合は3年以内）としている

ア 国に物件を売却する場合。

イ 地方公共団体その他の公法人に物件を売却する場合。

ウ 物件の管理上の都合により、これを急速に売却する必要がある場合。